

印鑑登録廃止の手順

印鑑登録証は持参されていますか？

はい

いいえ

窓口にお越しいただくのはどなたですか？

本人

代理人

運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなどの顔写真付きの官公署発行の本人確認書類（有効期限内のもの）をお持ちですか？

はい

いいえ

保証人になっていただける方はみえますか？
※保証人は鈴鹿市で印鑑登録されている方に限られます。

はい

いいえ

即日廃止方式

印鑑登録はその場で廃止できます。

文書照会方式

「印鑑登録廃止確認通知書」を郵送でお送りします。

廃止が確定するまでに一週間かかります。

◎本人が申請の場合
(印鑑登録証による即日廃止)

- 必要なもの
- 1. 本人確認書類
A から一点
または、B から二点
- 2. 印鑑登録証

◎本人が申請の場合
(官公署発行の顔写真入り
本人確認書類による即日廃止)

- 必要なもの
- 本人確認書類
A から一点

◎即日廃止の条件に合わず、
廃止する本人が申請の場合
(保留廃止)

- 必要なもの
- 本人確認書類
B から二点

◎印鑑登録証がなく、
代理人が申請の場合
(保留廃止)

- 必要なもの
- 1. 代理人の本人確認書類
A から一点
または、B から二点
- 2. 廃止する本人自筆の委任状

◎代理人が申請の場合
(印鑑登録証による即日廃止)

- 必要なもの
- 1. 代理人の本人確認書類
A から一点
または、B から二点
- 2. 印鑑登録証

◎本人が申請の場合
(保証書による即日廃止)

- 必要なもの
- 1. 本人確認書類
B から一点
- 2. 保証書

印鑑登録廃止を文書照会方式で行うと廃止する本人の住所地へ向けて、郵送で「印鑑登録廃止確認通知書」を送付します。印鑑登録廃止申請が行われた日から一週間以内のうちに、印鑑登録廃止取りやめ申請が行われないうちに、印鑑登録廃止が確定します。改めて印鑑登録できるのは、廃止が確定する一週間後となります。

本人確認書類とは

A：運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付きの官公署発行の本人確認書類

B：健康保険証、年金手帳、各受給者証など、氏名や住所が記載されている本人確認書類

※本人確認書類は、原本を窓口にお持ちください。また、有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。

通知カードは本人確認書類として使用できません。